

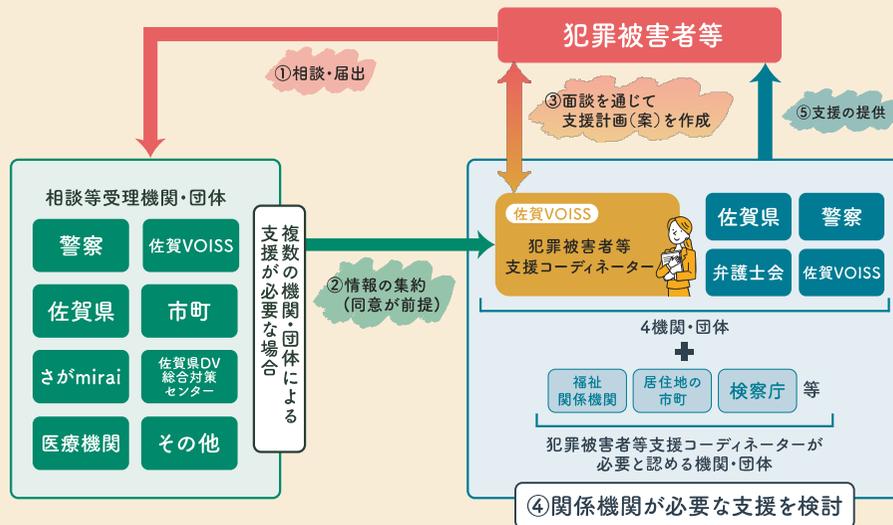
多機関ワンストップサービスによる支援

佐賀県では、犯罪により重大な被害を受けた方やそのご家族が抱える問題や課題を、一元的に把握し、関係機関が連携して支援を行う「多機関ワンストップサービス」を実施しています。犯罪被害者等の生活再建にあたっては、複数の関係機関の支援が必要となる場合があります。このサービスにより、犯罪被害者等が必要な支援にたどり着けない状況を防ぎ、被害内容を繰り返し説明する精神的負担を軽減しながら、中長期的な生活再建を支援します。

支援対象

殺人、性犯罪、全治1か月以上の傷害、交通死亡事故などの犯罪被害者やそのご家族、ご遺族

多機関ワンストップサービスの仕組み



佐賀県県民環境部くらしの安全安心課

kurashianzen@pref.saga.jp

TEL 0952(25)7096 FAX 0952(24)9567

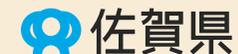
犯罪被害者等に寄り添い
温かく支える佐賀県を目指して



第3次佐賀県犯罪被害者等支援推進計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月



位置づけ

犯罪被害者等※が元の平穏な生活を営むためには、県、市町、民間団体など様々な関係機関・団体が連携し、犯罪被害者等の実情に応じたきめ細やかな途切れのない支援を提供していくことが必要です。また県民や事業者等周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた困難な状況を理解し、支えていくことも重要です。この計画により、「犯罪被害者等に寄り添い、温かく支える佐賀県」の実現を目指し、3つの重点項目を定め、各種施策を総合的に推進します。

※佐賀県犯罪被害者等支援条例における「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。

1 支援のための体制整備、人材育成

犯罪被害者等が相談しやすい環境を整え、支援の情報提供と支援者の実務能力向上を図ります。

- 犯罪被害者等支援ネットワークの連携
- 犯罪被害者等への支援内容に関する情報提供
- 市町職員等を対象とした研修会等



3 県民の理解増進

県民が犯罪被害者等への理解を深め、支える気持ちを広げるため、犯罪被害者等の置かれた状況や必要な支援について幅広く広報啓発活動を推進します。

- 各種媒体を活用した広報啓発の充実
- 「犯罪被害者月間」における広報啓発活動
- 犯罪被害者等支援講座の開講



犯罪被害者等に寄り添い 温かく支える佐賀県を目指して

県民

警察

被害者
支援団体

弁護士会

市町

県

2 日常生活回復に向けた支援

日常生活に困っている犯罪被害者等に通院の付き添いや家事・育児の支援など安心して暮らせるように支援します。

- 民間団体等が行う付き添いや相談支援等の情報提供等
- 犯罪被害者等に対する適切な公費負担制度の運用等
- 加害者からの再被害防止対策の徹底



犯罪被害者等
支援施策の詳細



犯罪被害者等
相談窓口

